

「平戸市過疎地域持続的発展計画（案）」に関するご意見・ご提案と市の考え方

ページ等	ご意見・ご提案の内容	ご意見に対する市の考え方（回答）
1 10・11 ページ	<p>公共施設の整備事業は、公共施設等の総合管理計画の基本方針に基づいて、それぞれの事業計画に掲載されていると思いますが、使わない施設の解体事業なども計画したほうが良いと思います。</p> <p>物価高騰の中で、使わない施設が残ると維持管理費や解体費用もかかるので、不要な施設をなくしていくことも重要なことだと思います。</p>	用途を終えた公共施設等の解体等については、別に定める平戸市公共施設等総合管理計画に基づき方針の検討及び事業計画を図っていますが、解体事業等についても「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」における地方債の対象となることから、ご意見のとおり、今後実施予定の対象事業等について過疎地域持続的発展計画に掲載させていただきます。

※上記のほか、パブリックコメントの提出方法（指定用紙の使用、住所・氏名等の記載）に沿って提出がなされなかったご意見・ご提案をお受けしました。お受けしたご意見・ご提案は、「市政へのお問い合わせ・ご意見箱」と同様の取り扱いとさせていただきます。